

令和 8 年 1 月 9 日
日本学術会議候補者選考委員会

日本学術会議会員予定者の候補者の選考方針

- 日本学術会議候補者選考委員会は、日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号。以下「法」という。）附則第 4 条に基づき「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから会員予定者の候補者を選考するため、法附則第 7 条各項に基づき、会員予定者の候補者（以下「候補者」という。）の選考方針を以下のとおり定め、これを公表する。

1. 選考の日程

- 候補者の選考は、候補者選考委員会において、以下の日程を目途として所要の手続を進める。
- ・選考方針、候補者推薦依頼書等の決定：令和 8 年 1 月 9 日
 - ・大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等の多様な関係者からの推薦（法附則第 7 条第 3 項）：同年 1 月頃～3 月頃
 - ・候補者選考委員会における選考：同年 4 月頃～7 月頃
 - ・候補者の案を日本学術会議会長に提出：同年 7 月末頃～8 月上旬頃

2. 候補者の選考基準等

（1）専門分野の構成

- 候補者の選考に当たっては、国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、新興・先端的、学際的又は総合的な研究分野などからの選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に発揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。

（2）選考に当たって考慮すべき観点

- 候補者は、それぞれの学術分野における研究内容、国内外での学術活動における実績、社会への貢献における学術的に特筆すべき活動及び「科学者の行動規範」（平成 25 年 1 月 25 日 日本学術会議）等に照らして、法附則第 4 条に定められた優れた研究又は業績がある科学者と認められる者とする。
- 候補者の選考に当たっては、法第 37 条に定められた業務に鑑み、優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。
- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること

- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有すること
- 会員の多様性が確保されるよう、法附則第7条第4項第1号の観点 considering 候補者を選考する。
 - ① 年齢構成
次世代への継承を考慮し、若い世代の科学者からの積極的な選考に努める。
 - ② ジェンダーバランス
男女いずれの性別の会員も40%～60%を実現することを目指し、ジェンダーバランスに配慮する（法附則第11条に基づく承継会員のうち、女性会員の割合は35.2%（R5.10発令時））。
 - ③ 主たる活動領域・所属機関
大学・研究機関だけではなく、産業界、医療界、法曹界、教育界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った候補者（現在の所属機関等に関わらず主な経歴で判断）の確保も考慮する。
 - ④ 地域分布
地区会議等の活動に対応できるよう、各地区にバランスよく会員が確保されるとともに、各地区内でも過度の偏在が生じないように留意する。
- 候補者の選考については、法案に対する附帯決議において「コ・オペレーションの理念に配慮すること」（令和7年5月9日衆議院内閣委員会）、「コ・オペレーションの理念を尊重すること」（令和7年6月10日参議院内閣委員会）とされたところである。
コ・オペレーション方式（現在の会員が次期において会員となるべき者を選考する方式）は、学術に関しては専門性を持つ者にその価値の判断を委ねることが適当であり、科学者が自律した集団として公共的役割を果たすという観点から採用されてきたものである。このことに鑑み、候補者選考委員会は、「優れた研究又は業績」（法附則第4条）についてもつばら委員各自の見識を基に判断すべきことを深く自覚した上で、わが国の科学者を内外に代表する機関である日本学術会議の構成員としてふさわしい候補者を選考するものとする。
- 会員は満75歳に達する日以後の最初の9月30日を経過したときに退職する（法第9条第6項）こととされていることを念頭に、原則として会員の任期を全うできる者を選考対象者とする。
- 主に海外の拠点で活動している科学者については、会員としての活動に実質的な支障がないと認められる場合には、選考対象者とする。

- 令和8年9月末に任期満了を迎える補欠の会員及び現在の連携会員（特任を除く。）については、本人が同意し、かつ、選考に必要な情報が本人から提出される場合には、選考対象者とする。

（３）選考の方法

- 候補者の推薦手続

候補者選考委員会は、法附則第7条第3項に基づき大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等の多様な関係者（科学研究費助成事業（科研費）への応募資格を有する機関、日本学術会議協力学術研究団体、経済三団体等）に対し、候補者としてふさわしいと考えられる者を候補者選考委員会に推薦するよう求めるため、候補者推薦依頼書等を作成し、これを日本学術会議のウェブサイト等を通じて公表する。

推薦は各機関・団体等の代表者に対し求めることとし、推薦できる人数は一機関・団体ごとに各2名以内とする。また、幅広い候補者を得るため、現在の会員及び連携会員（特任を除く。）に対しても各2名以内の推薦を求めることとする。なお、候補者として推薦する際には、2（2）に掲げる観点を考慮するよう求めることとする。

- セクション別の審査、名簿の作成

候補者選考委員会令（令和7年政令第215号）第4条第1項に規定する部会として、以下のとおりセクション別の選考チームを設置し、必要に応じて開催する。

選考チームは、人文・社会科学を中心とする科学の分野（セクション1）、生命科学を中心とする科学の分野（セクション2）、理学・工学を中心とする科学の分野（セクション3）で実績のある科学者の研究又は業績に関する審査を行う3チームに加え、法附則第7条第4項第2号及び第3号の観点を考慮して、新興・先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者や、国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動を主軸とする実績のある科学者の研究又は業績に関する審査を行う1チーム（セクション4）により構成する。各セクションに当該専門の事項に関し学識経験のある者を専門委員として配置し、上記に基づき推薦された者等選考対象者（令和8年9月末に任期満了を迎える補欠の会員及び現在の連携会員（特任を除く。）を含む。）の業績審査を行った上で、適宜投票の方法により、候補者の定数を上回る数の「優れた研究又は業績がある科学者であると認められる者」の名簿を作成し、候補者選考委員会に提出する。

- 候補者選考委員会における選考

候補者選考委員会においては、上記名簿を踏まえ、候補者にふさわしいか等の観点からあらためて確認を行い、全体の調整を行った上で、適宜投票の方法により、法附則第4条に規定する「優れた研究又は業績がある科学者と認められる者」125名を候補者として選考し、日本学術会議会長に提出する。

選考に当たっては、多様な学術分野がバランスよく網羅されるよう、候補者 125 名のうち各セクションから 25～40 名程度の候補者を選考することを目指す。

3. 選考過程等に係る情報の公表

- 候補者の選考過程等については、日本学術会議のウェブサイト等を通じて適宜公表する。

4. その他

- 本選考方針に定めるもののほか、候補者推薦依頼書等、会員予定者の候補者の推薦又は選考について必要な事項は、選考の日程を踏まえて検討を進める。

(参考 1)

セクション別	研究分野 ^{*1}
セクション 1 : 人文・社会科学分野	言語・文学 哲学 心理学・教育学 社会学 史学 地域研究 法学 政治学 経済学 経営学
セクション 2 : 生命科学分野	基礎生物学 統合生物学 農学 食糧科学 基礎医学 臨床医学 健康・生活科学 歯学 薬学
セクション 3 : 理学・工学分野	数理科学 物理学 地球惑星科学 情報学 化学 総合工学 機械工学 電気電子工学 土木工学・建築学 材料工学
セクション 4 : 新興・分野横断分野	環境学 その他、新興・先端的、学際的、総合的研究 ^{*2}

*1 研究分野は、日本学術会議法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 121 号）第 15 条の 2 に基づき設置された分野別委員会（30 分野）を参考に記載。

*2 例：環境・エネルギー、防災・減災、健康危機管理、循環型経済、カーボンニュートラル、サステナビリティ、デジタル・AI 等に関する研究

(参考2)

セクション4：新興・分野横断分野における選考の観点

「優れた研究又は業績のある科学者」であることに加え、以下のいずれかの観点等も含む、候補者として最も適切な者を選考する。

- 新規の学問分野の開拓につながる先端的な研究を行い、高い業績があるか
- 従来の学問分野にとらわれない学際的・総合的な研究を行い、高い業績があるか（例：環境・エネルギー、防災・減災、健康危機管理、循環型経済、カーボンニュートラル、サステナビリティ、デジタル・AI 等に関する研究）
- 学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという観点から、社会実装や科学の普及啓発等の研究成果の活用に関する活動に取り組み、高い業績があるか
- 日本学術会議が加入する分野横断的な国際学術団体に重要な役割を担う等、国際的な研究活動に高い業績があるか
- 大学、研究機関、学協会などで重要な役割を担う等、組織の運営に高い業績があるか
- 産業界、医療界、法曹界、教育界といった実務の現場で優れた研究を行い、高い業績があるか
- 行政、産業界等との連携による活動に取り組み、社会的インパクトのある高い業績があるか

なお、他のセクションと同様、ダイバーシティを考慮する。